災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

平成30年2月15日 株式会社 あそしあ少額短期保険

新潟県において、連日の降雪による災害により被害を受けられた方々に心からお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置を実施して おります。

「更新契約の継続手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予措置を 設けるなどの特別措置を実施いたします。

これらの措置の適用をご希望されるご契約者様は、下記の担当窓口までお問い合わせ下さい。

担当窓口 : 0120-953-827

受付時間 : 月~金 午前9時半~午後5時 但し、土・日・祝日・年末年始休業期間を除く

事故受付 : 0120-956-834 受付時間 : 24時間365日対応

今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

法適用日	災害救助法適用市町村	備	考
2/14	【新潟県】		
	長岡市 (ながおかし)		
	小千谷市 (おぢやし)		
	十日町市 (とおかまちし)		
	魚沼市(うおぬまし)		
	東蒲原郡阿賀町(ひがしかんばらぐんあがまち)		